

## 第6章 復興事前準備

# 1 復興まちづくりの事前検討

## (1)復興まちづくりの考え方

### ア 将来の都市構造を踏まえた復興の方針

復興まちづくりの方針は、長期的な都市づくりの計画と整合を図る必要があります。「厚木市都市計画マスタープラン」では、おおむね 20 年後の都市の姿として「将来都市構造」を掲げており、将来の主要な都市機能の配置と連携の在り方を示しています。将来都市構造における本厚木駅周辺の都市中心拠点や愛甲石田駅周辺の都市拠点において、被災時には生活利便性や産業活動のため早急に復興を進める必要があります。このため、都市中心拠点と都市拠点は重点的に復興を進めます。

また、「厚木市都市計画マスタープラン」において想定する将来人口を踏まえ、適切な規模による市街地の復興を進めるとともに、「厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」の趣旨を踏まえ、復興と合わせて居住誘導区域への緩やかな誘導を図ります。



図 6.1 厚木市の将来都市構造 (出典:厚木市都市計画マスタープラン)

## イ 現状の土地利用や都市基盤等を踏まえた復興の方針

道路が狭く緊急車両が通れない道が多い地区など、都市基盤に課題のある地区において、面的な被害が生じた際は、より安全性・利便性の高いまちづくりを目指して復興を行います。対象地区の道路や上下水道等のインフラが整備されている場合は、それをいかし、必要に応じ幅員などの施設規模の見直しなどについて検討します。

また、住宅と工場が混在した地区においては、住宅を居住誘導区域へ誘導することにより住工混在の解消を図り、地区の安全度を向上させます。

## ウ 被災想定を踏まえた復興の方針

ア、イの考え方に基づき、都市中心拠点や都市拠点、及び都市基盤に課題がある地区等において、災害により地区一帯が被災した場合において復興を検討します。対象となる主な被害は表 6.1 に示します。

雨水出水(内水)は、家屋の建て替えが必要となるような 3m 以上の浸水や家屋が流されるような氾濫流や河岸侵食が発生しないことから、雨水出水(内水)からの復興については検討しないこととします。

表 6.1 復興を行うことが想定される被害

災害種別		復興の対象とする根拠
地震	家屋倒壊、 家屋焼失	・一帯の家屋が被災し、建て替えを要することが想定されます。土地区画整理事業、耐震化、不燃化、道路の拡幅等を総合的に進める必要があります。
	液状化	・液状化対策は、道路や建物を復旧する前に、一体的に行う必要があります。被災した建築物の再建を行う前に、早急に対策方針を決定するため復興まちづくり方針を検討します。
洪水	建物の浸水	・床上浸水被害が生じた場合は、被害の大きさに応じてリフォームや建て替えを検討する必要があります。地区の多くの方が建て替え等を検討する場合は、抜本的な宅地の改良等により安全度を上げるための対策を行う機会でもあります。そのため、復興まちづくり方針を検討します。 ・過去の災害においては、最大浸水深3mに達したエリアでは、半数の建物が建て替えられました。これを参考に、浸水深3m以上となるエリアを対象に、高台への移転や街区の嵩上げなどの面的な整備も含めた復興の方針を検討します。
	家屋倒壊	・家屋倒壊等氾濫想定区域においては、同じ場所で復旧すると再度災害発生の可能性が高いため、高台への移転やスーパー堤防の整備等、復興の方針について、地域住民の合意形成を図っておく必要があります。
土砂災害	土砂災害	・土砂災害で家屋が被災した際の対応としては、ハード対策を実施して同じ場所に再建するか、リスク軽減のため移転を検討するか、方向性を決めておく必要があります。

## エ 想定を超えた被害が発生した場合の復興の方針

想定を超えた被害が発生した場合には、被災を繰り返さないために、本市の都市計画にとらわれず、必要に応じて幅広く対応方針を検討します。

## (2)復興まちづくり手法のタイプ

本計画では、土地利用や基盤整備の状況に応じた表 6.2 に示す 5 つの復興まちづくり手法を設定しました。災害により大きな被害を受けた場合には、この手法に基づき復旧・復興を推進します。

表 6.2 土地利用や被災想定を踏まえた復興まちづくり手法

土地利用及び基盤整備状況		復興まちづくり手法	
市街化区域	都市機能誘導区域 (駅周辺)	ア 拠点整備地区	駅前広場や都市計画道路等の整備を含めた一体的な市街地整備による復興を検討します。
	都市機能誘導区域等	イ 基盤整備地区	より安全性・利便性の高いまちづくりを目指し、土地区画整理事業等の面的な市街地整備手法による復興を検討します。
	基盤整備が整っているが、一部で都市計画道路等の整備予定の土地がある	ウ 修復・改善地区	既存の道路等の都市基盤をいかした市街地の修復・改善による復興を検討します。
	基盤整備が完了している	エ 復旧・個別再建地区	都市基盤の復旧を進めつつ、地区計画等を導入し、まちづくりのルールの下で個別再建を図ります。
市街化調整区域		オ 集落地個別再建地区	都市基盤の復旧を進めつつ、被災施設の移転も含め、復旧の方針を検討します。

### (3)5 つの復興まちづくり手法

#### ア 拠点整備地区

拠点整備地区は、都市機能の集積拠点として復興を検討する地区です。拠点整備地区では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等により、駅前広場や都市計画道路等の整備を含めた一体的な市街地整備による復興を検討します。

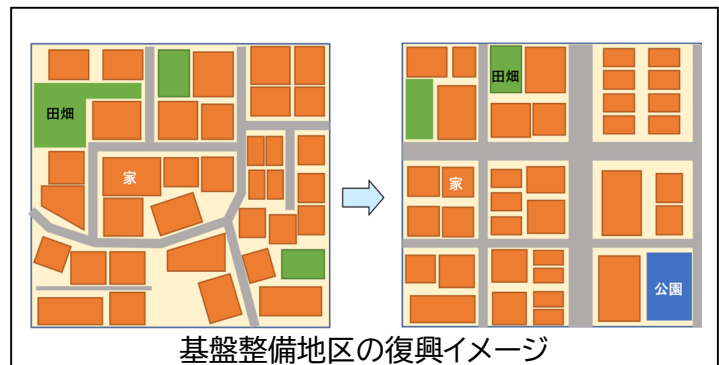


#### 【対象となる地区】

- 「厚木市都市計画マスタープラン」の将来都市構造として都市中心拠点、都市拠点に定められている本厚木駅及び愛甲石田駅周辺

#### イ 基盤整備地区

基盤整備地区は、都市機能誘導区域周辺の居住誘導区域内などで、道路が狭く木造住宅が密集する市街地等、都市基盤が未整備な地区が大きな被害を受けた場合に、より安全性・利便性の高いまちづくりを目指し、土地区画整理事業等の面的な市街地整備手法の導入を検討する地区です。都市機能誘導区域の復旧・復興と合わせて復興の手法を検討します。未整備の都市計画道路がある場合は、面的な市街地整備による復興と合わせて整備を検討します。

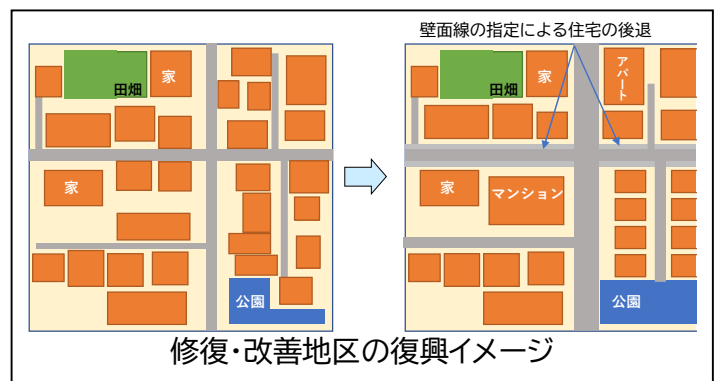


#### 【対象となる主な地区】

- 田村町、栄町、水引、松枝、中町、寿町、元町、厚木町、泉町、幸町、旭町、愛甲、愛甲東など

#### ウ 修復・改善地区

修復・改善地区は、道路等の基盤整備が一定程度実施されている地区において、大きな被害を受けた場合に、個別の修復型・改善型の事業を組み合わせた復興まちづくりを検討する地区です。具体的には、既存の道路網をいかし、壁面線の指定や、主要区画道路等の整備、敷地の共同化、協調建替え、街区内の敷地の整序等の実施方針を検討します。



未整備の都市計画道路があり、沿道に被災建物が比較的多くある地区では、道路ネットワークの構築を勘案した上で、沿道型の土地区画整理事業の適用などを含め道路整備を検討します。

また、住宅と工場が混在した地区においては、住宅を居住誘導区域へ誘導することにより重工混在の解消を図り、地区の安全度を向上させます。

開発許可などで、一定程度面的に整備された地区が含まれる場合は、都市基盤の復旧と合わせて市街地の修復・改善を検討します。

**【対象となる主な地区】**

- 市街化区域内で、基盤整備が整っている地区において、都市計画道路の整備が予定されている等、一部で改善を行う地区
- 国道129号などの幹線道路沿道の市街地

## 工 復旧・個別再建地区

復旧・個別再建地区は、土地区画整理事業等により基盤整備が整っている地区で、大きな被害が発生した場合に、生活利便性の確保等、地域コミュニティや地域活力の維持のため、都市基盤の復旧を進めつつ、地区計画等を導入し、まちづくりのルールの下で個別再建を図ります。

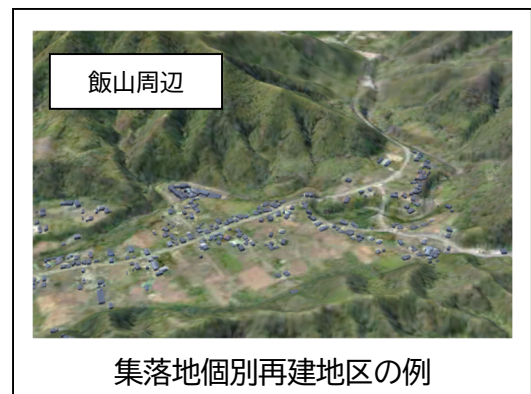


**【対象となる主な地区】**

- まつかげ台、鳶尾、みはる野、毛利台、森の里など

## オ 集落地個別再建地区

集落地個別再建地区は、市街化調整区域を対象とし、その中で特に大きな被害が発生した地区について、生活利便性の確保等、地域コミュニティや地域活力の維持のため、都市基盤の復旧を進めつつ、個別再建を図る地区です。集落が一体的に被災した場合には、被災住宅・施設の移転も含めて復旧の方針を検討します。



**【対象となる地区】**

- 市街化調整区域内の既存集落

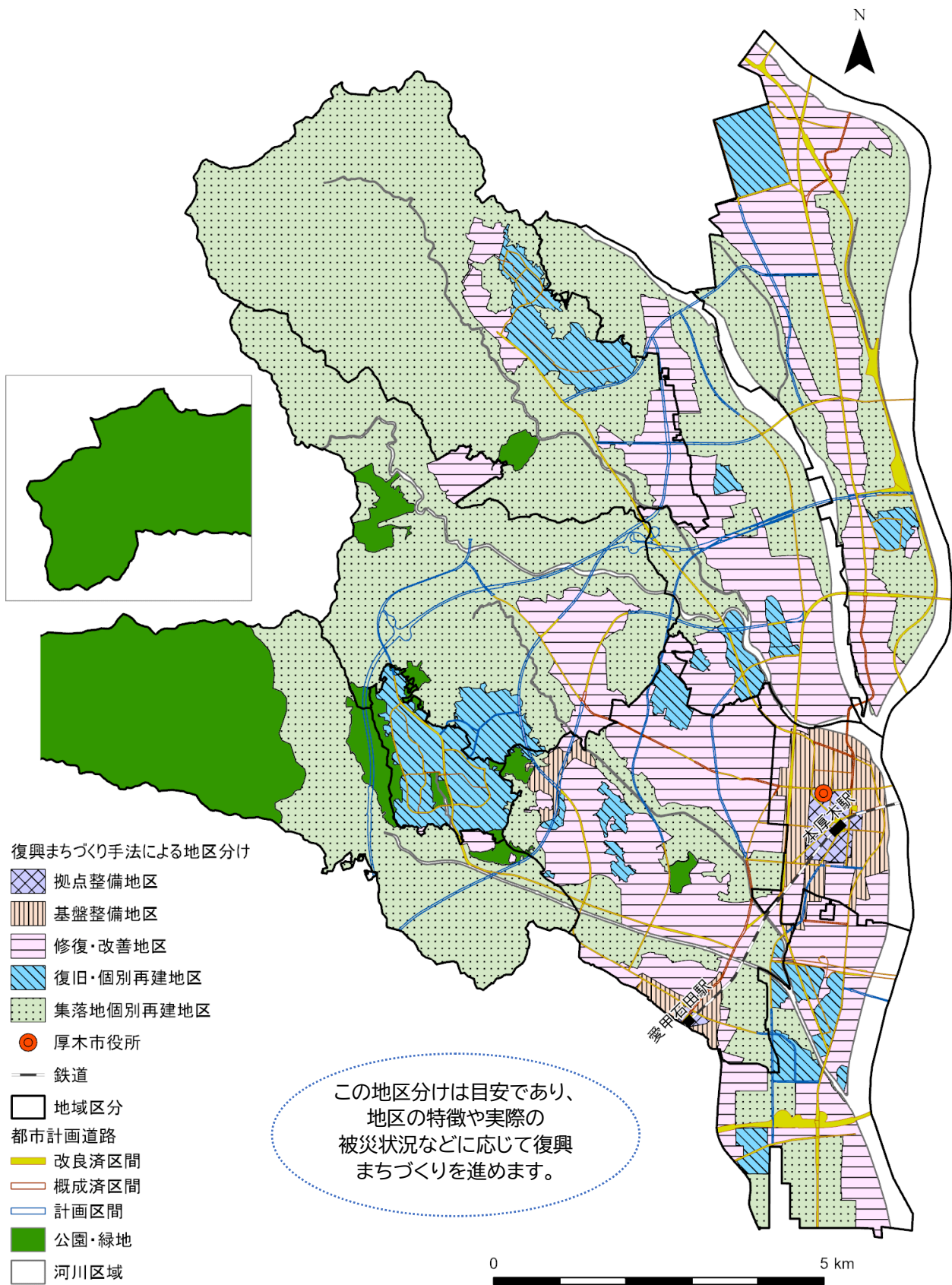


図 6.2 復興まちづくり手法による地区分け

## 2 都市復興の計画策定に向けたプロセスの整理

都市復興の決定に当たっては、まず、被災地区の被害状況、従前の基盤施設の整備状況、市民の意向等を基に迅速な復旧を目指し、かつ、災害に強いまちづくりといった中・長期的な復興の方針を示す「都市復興基本方針」を検討します。

さらに、「都市復興基本計画」により、地区ごとの復興の目標、計画、事業等を決定し、災害に強いまちの形成やより快適な都市環境の形成を図ります。特に、市街地の防災性の向上や都市機能の更新が必要とされる地区等では、単なる現状復旧でなく、合理的かつ健全な市街地の形成や都市機能の更新を図っていきます。

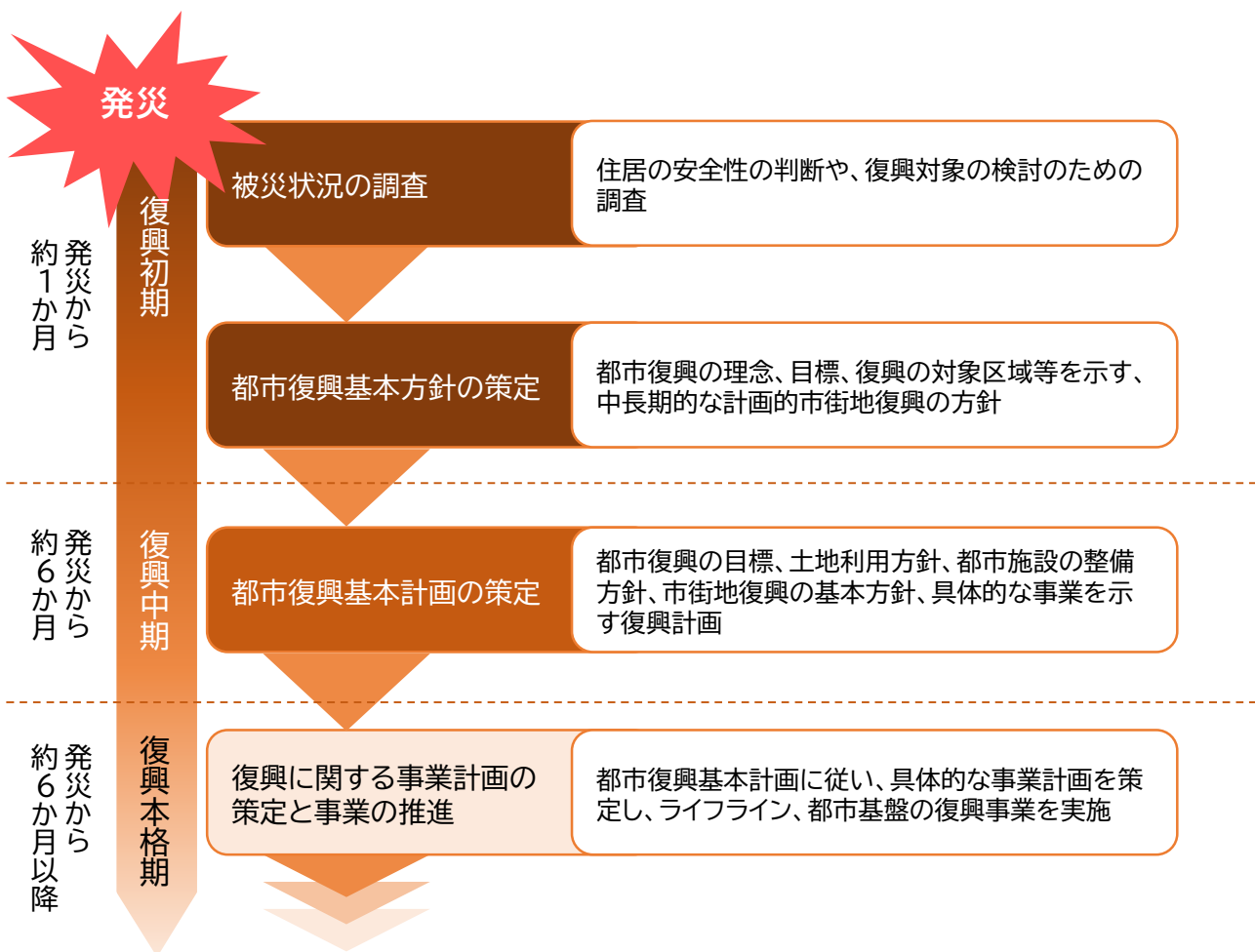


図 6.3 都市復興の概要



## (1)復興初期

### ア 被害状況の調査

被災地において、都市復興に関する方針・計画の策定や、事業の検討のため、家屋や都市基盤施設の被害状況を調査します。


### イ 都市復興基本方針の策定

被害調査結果を基に、発災から 2 週間<sup>23</sup>を目途に、都市復興基本方針を策定します。都市復興基本方針には、中長期的な市街地復興の方針として、都市復興の理念、目標、市街地復興の対象区域を示します。市街地復興の対象区域は、「厚木市都市計画マスタープラン」の将来都市構造を踏まえ本計画で設定した 5 つの復興まちづくり手法による地区分けを基に検討します。

### ウ 建築制限の実施

市街地復興の対象区域の中で、拠点整備地区、基盤整備地区及び修復・改善地区においては、土地区画整理事業や道路の拡幅、インフラの整備を行う可能性があります。その場所で市民が家を建て直す等の個別の復旧を行うと、それ以降に決定した復興施策に支障をきたすおそれがあります。そのような建築行為を防ぐため、建築制限を実施します。

表 6.3 都市復興のプロセス(1)

	都市復興のプロセス	市民の役割	行政の役割
	被害状況の調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>後の罹災証明取得のため発災直後の自宅の様子等を撮影し被害状況を記録する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興まちづくりを進めるための被害概況調査を実施する。</li> </ul>
	都市復興基本方針の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政が作成する復興方針を把握する。</li> <li>自らが所有する土地が、復興まちづくり手法のどの地区に分けられたか把握する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中長期的な市街地復興方針を決定し、市民等に対して周知を図る。</li> <li>被害状況から、復興まちづくり手法による地区分けを設定し周知する。</li> </ul>
	建築制限の実施 <small>(拠点整備地区、基盤整備地及び修復・改善地区)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築制限区域に指定された土地で、新たな建築を行わない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>拠点整備地区、基盤整備地区、修復・改善地区においては、復興まちづくりに支障をきたす建築物を未然に防ぐため、発災後から最長2か月の建築制限を実施する。</li> </ul>

<sup>23</sup> 被災後 2 週間に復興基本方針、6 か月に復興基本計画を策定することとしていますが、これは、阪神・淡路大震災における神戸市の都市復興の例を参考として示したものです。

## (2)復興中期

### ア 都市復興基本計画の策定

発災後から 6 か月以内<sup>23</sup>を目途に、都市復興基本計画を策定します。都市復興基本計画には、都市復興の理念、目標や市街地復興の対象区域とその復興まちづくりの手法に加え、復興事業の対象箇所、対象施設やその地域の土地利用等に関する都市計画を示します。

### イ 復興まちづくり協議会の設置

速やかな復興のためには、被災した地権者が中心となり復興を進める必要があることから、復興の方針等を協議するための場として、復興まちづくり協議会を立ち上げます。

地域住民が主体となった復興まちづくりを行うためには、自治会などの既存の組織を活用するとスムーズに協議会を運営することができます。

### ウ 建築制限の実施(拠点整備地区、基盤整備地区、修復・改善地区のうち一部の復興の対象となる区域のみ)

都市復興基本方針において建築制限を行った区域に対しては、復興まちづくりの手法を詳細に検討します。その結果、復興事業の対象となる区域に対しては、建築制限の期間を最長 2 年まで延長します。

### エ 時限的市街地の設定

災害後、長期化する復興事業に対応し、本格的な都市復興や住宅再建が完成するまでの期間については、一時的にコミュニティや生活支援、地域産業の維持の場が必要となる場合があります。また、復興まちづくりを進めるため、当該区域の市民や事業者などが、できるだけ多く参加し、復興まちづくりについて話し合うことができる場と仕組みが必要です。

市は、市街地復興の対象区域において、本格的な復興まで、地域住民の継続的な生活を支える場として、時限的市街地を設定します。時限的市街地は、時限的な生活の場として、応急仮設住宅、店舗、事業所や利用可能な残存建築物から成る仮設市街地を必要に応じて整備するものです。

### オ 事業実施のための手続

市は復興まちづくり事業実施のため財源の確保や、地区計画等を都市計画決定するための手続を実施します。

表 6.4 都市復興のプロセス(2)

都市復興のプロセス	市民の役割	行政の役割
都市復興基本計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市復興基本計画策定に係る説明会等に積極的に参加する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針及びインフラや土地利用等の都市計画や事業の指針を示す都市復興基本計画を策定し、計画の内容について市民と共有するための説明会を開催する。</li> </ul>
復興まちづくり協議会の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災した地権者が中心となり、地域の復興まちづくりを推進する「復興まちづくり協議会」を設置し、地域住民の意向の集約や情報提供、復興まちづくりの検討等を行う。</li> <li>都市復興基本計画策定に係る意向調査に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興まちづくり協議会の活動場所の提供、行政職員や専門家の派遣により、協議会の設立及び運営の支援を行う。</li> <li>地域住民への情報提供を行う。</li> <li>都市復興基本計画の策定に向け、市民の意向を調査し、都市復興基本計画に反映する。</li> </ul>
建築制限の実施 <small>(拠点整備地区、基盤整備地区及び修復・改善地区のうち、一部の復興の対象となる区域のみ)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築制限区域に指定された土地で、新たな建築を行わない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興まちづくりに支障をきたす建築物を未然に防ぐため、拠点整備地区、基盤整備地区及び修復・改善地区の中で面的な事業を実施する区域において、発災後から最長2年の建築制限を実施する。</li> </ul>
時限的市街地の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存のコミュニティを維持しながら、説明会等に参加し、復興まちづくりの事業に協力する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大きな被害を受けた地区において、本格的な復興まで継続的な生活を支える場として、時限的市街地を設定する。</li> </ul>
事業実施のための手続		<ul style="list-style-type: none"> <li>復興まちづくりの事業実施のための手続を実施する。</li> <li>地区計画等の都市計画決定を行う。</li> </ul>

復興中期

### (3)復興本格期

#### ア 復興に関する事業計画の策定と事業の推進

事業実施に向け、市は、調査、測量、設計等を実施し、事業計画を検討及び作成します。その際、市民・企業等の意見を考慮するとともに他分野の復旧・復興に係る各事業と調整を図ります。また、策定した事業計画に基づき事業を実施します。

表 6.5 都市復興のプロセス(3)

復興本格期	都市復興のプロセス	市民の役割	行政の役割
		復興に関する事業計画の策定と事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備に関する時期や内容についての説明会に参加し、行政の実施する事業に協力する。</li> </ul>

### 3 早期の復旧・復興のための体制の構築

#### (1) 復興まちづくりの体制の整理

災害後、迅速かつ的確に復興対策を実施するため、事前に復興体制を整理しておきます。

市は、復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う組織(災害復興本部等)を庁内に設置するとともに、当該本部内における復興計画の策定を進める担当部等において、復興計画作成方針の検討、復興検討に係る庁内案の作成、既存計画(施策)との整合性の確保、庁内各部等間の調整を行います。

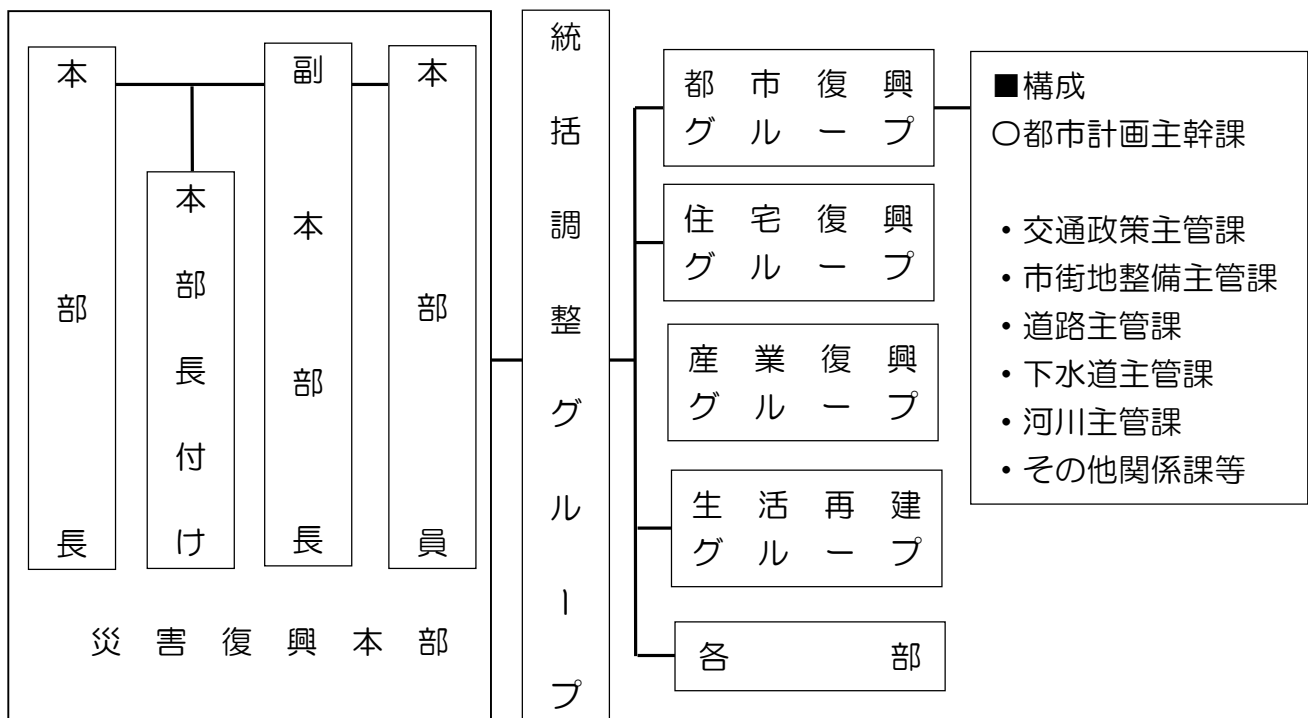


図 6.4 災害復興本部の組織体系

#### (2) 復興まちづくりに関する人材の育成・確保

災害の形態は様々であり、また、平常時とは全く異なる状況の中で、人命にも関わる事項について迅速かつ的確な対処を行わなければならないことから、大規模な災害が発生した場合において、早期の復旧活動やスムーズな復興まちづくりを進めることができる職員の育成や人材の確保に取り組みます。

#### (3) 基礎データの充実・更新・保管

被災後の復興計画の策定時は、市民、インフラに関する基礎データが必要になります。そのため、住民基本台帳や道路、下水道等の施設台帳等の基礎データの整備状況を確認し、不足している場合は追加又は充実を図ります。

また、大規模災害時に、官公署が被災した場合にも復興まちづくりの検討・分析を早期に開始できるよう、基礎データのデータ形式がアナログのものは、デジタル化しておきます。

#### **(4)地籍調査の実施による地籍簿・地籍図の整備**

地震や土砂崩れ、水害、液状化などの災害により土地の形状が変化することが予測されます。地積調査未実施地区において、このような災害が発生した場合には、元の土地の境界に関して正確に記録されていないことから、復旧・復興に時間を要するなどの課題が生じます。東日本大震災では、地籍調査の未実施による権利調査が遅れ、復興計画や事業に大幅な支障が生じたところがありました。反対に、釜石市釜石東部・新浜町地区の市街地開発・施設整備事業では、被災前に地籍調査が実施済みであったため、その成果を活用することで、12 か月以上の短縮効果があったと推計されています。

これを踏まえ、本市では平時から市街地及び土砂災害特別警戒区域や液状化の危険性が高い地区などにおいて地籍調査を実施することにより、土地の境界の位置や面積を明確にするなど、早期の復興に向けた体制を整えます。

## 4 市民との協働による復興

### (1) 市民との協働による将来の都市像の検討

被災地域の復興には、市民の主体的な参画が望まれます。また、過去の震災の例でも明らかのように、復興が完了するまでに、相当の時間を要します。

したがって、一日も早い復興を進めるためには、市民一人ひとりの自助努力だけでなく、市民が協力して復興に取り組んでいく組織をつくることが重要なポイントとなります。

しかし、被害規模が大きくなるにつれて、個人の力では解決が困難な様々な課題や、まちづくりなどの地域で取り組むべき課題が噴出してきます。こうした課題に対処し復興を進める上では、NPO、ボランティア、専門家、企業などと連携を図りながら、地域が持っている力(地域力)をいかした市民主体の復興が大きな力を発揮します。「地域力」とは、様々な地域の課題を地域の人々が、地域の人々のために解決し、互いに支え合う力、いわば“共助の力”といえます。

行政は、これらの自助・共助に基づく市民主体の復興を、NPO、ボランティア、専門家、企業などと連携して支援します。

また、市民・事業者・行政が協働で復興を進める上で様々な議論、調整を行う場として、復興まちづくり協議会等の設置を検討します。

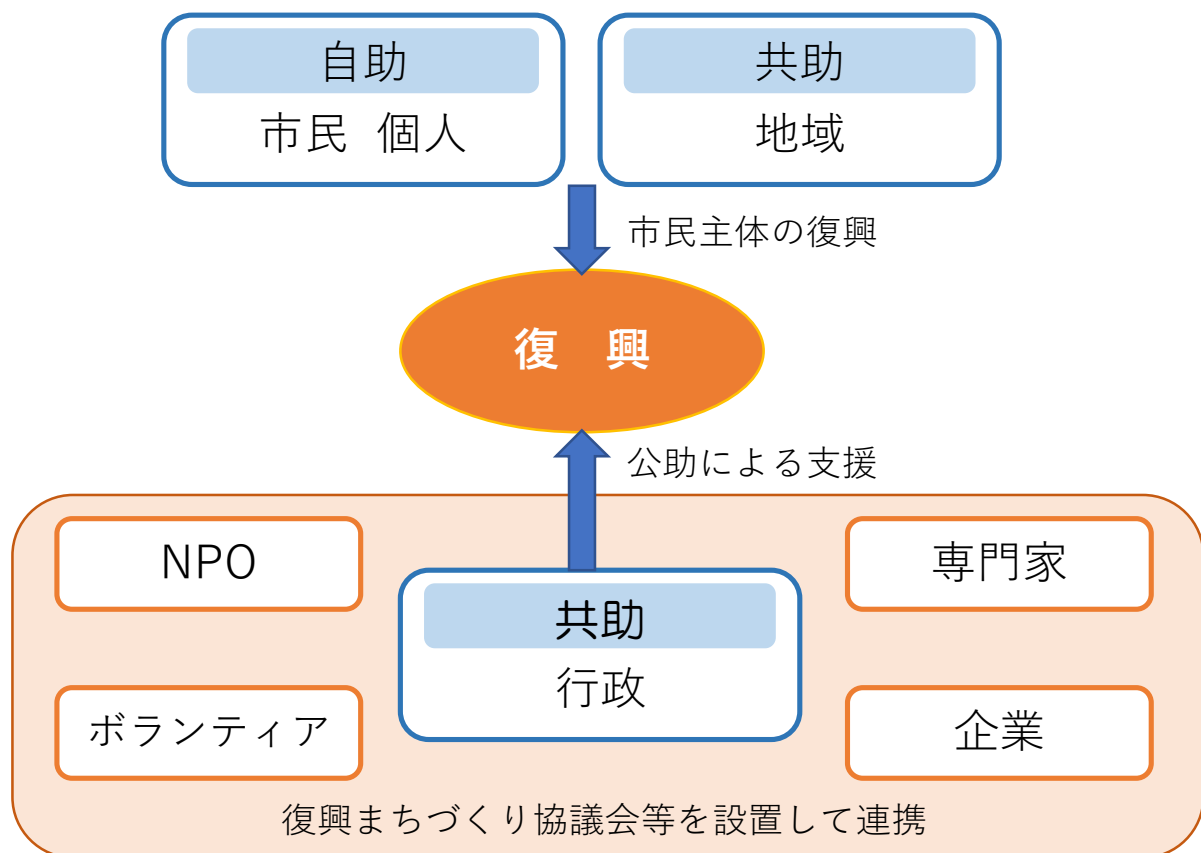


図 6.5 市民主体の復興と公助による支援

- ・ 東日本大震災で甚大な被害を受けた大船渡市では、市民からの意見収集を図るとして随時、「地区懇談会」、「市民ワークショップ」、「パブリックコメント手続き」並びに大船渡市の次世代を担う児童・生徒を対象とした「大船渡市こども復興会議」を実施しました。
- ・ 市民の意見・提言を踏まえ、人口の流出を防ぐために、大学施設の早期の再開、再生可能エネルギー導入促進事業、森林総合利用施設整備事業等が実施されることとなりました。

【地区懇談会の様子】



【大船渡市こども復興会議の様子】



出典：大船渡市復興計画策定委員会HP

## (2)復興訓練の実施

過去の大規模災害からの復興まちづくりの課題・教訓として、「復興まちづくりに対応できる職員の育成」と「平時からの市民のまちづくりへの参加、市民の復興まちづくりへの理解」が挙げられます。

本市では、職員がスムーズに復興まちづくりを進められるよう、復興まちづくりへの理解と知識を得るための復興訓練を実施します。

加えて、被災後にスムーズに復旧の方針を決定することができるよう、平時から市民に被災想定や復興まちづくりへの理解を深めてもらい、地域における復興まちづくりの方針を市と市民で検討する「復興まちづくり訓練」を実施します。

また、市民・事業者・行政が被害想定を直感的に理解し共有するため、デジタル技術を活用した災害リスクの可視化を進めます。

### 【葛飾区における復興まちづくり訓練の例】

葛飾区では、令和 3 年 10 月に復興まちづくり訓練を実施しました。地域の方々や区職員など 20 名以上が参加し、訓練用の被害想定を基に参加者が被災者になりきり、3 班に分かれてグループワークを行いました。

グループワークでは、参加者が町会・自治会長になったつもりで、「まちの復興方針」と「復興時に必要な都市機能」を選び、選んだ理由を班の中で意見交換しました。

また、区より、今までの訓練成果を反映した「水元地区 震災復興の進め方〈案〉」を説明した後、各班で意見交換を行いました。



## 【豊島区における復興まちづくり訓練の例】

豊島区では、平成 21 年以降、地区単位で年に数回ずつ復興まちづくり訓練を実施してきました。参加者は、ガイダンスで復興事前準備について学んだ後、まち歩きによる課題抽出、被災後の住まいや生活の検討、復興まちづくり方針の検討を行い、平時から取り組むべき課題を話し合いました。

## コラム 復興まちづくり訓練の例

【ガイダンス】  
復興事前準備に関する座学を実施します。

【第1回】  
まち歩きを行い、被害をイメージし課題を話し合います。また、防災に役立つ施設や空間、復興を助けてくれそうな施設、テント村や仮設住宅の建設ができそうな場所を把握します。

【第2回】  
被災後、まちに留まって、復興に取り組むための仮の住まいや生活の確保するため、時限的市街地の設定方針を検討します。

【第3回】  
まちの復興計画を考える復興模擬訓練。震災から1か月後、説明会を開いて地域のみなさんに初めて提案する、という設定で模擬体験します。そこで発表された計画について、班に分かれて議論します。

【第4回】  
訓練成果と課題を話し合います。



豊島区でのまち歩きの様子



豊島区での復興模擬訓練の様子

出典：令和元年度 復興まちづくり事前準備 担当者会議 復興まちづくり事前復興の必要性と重要性について  
東京都立大学名誉教授／  
明治大学研究推進員 中林一樹氏

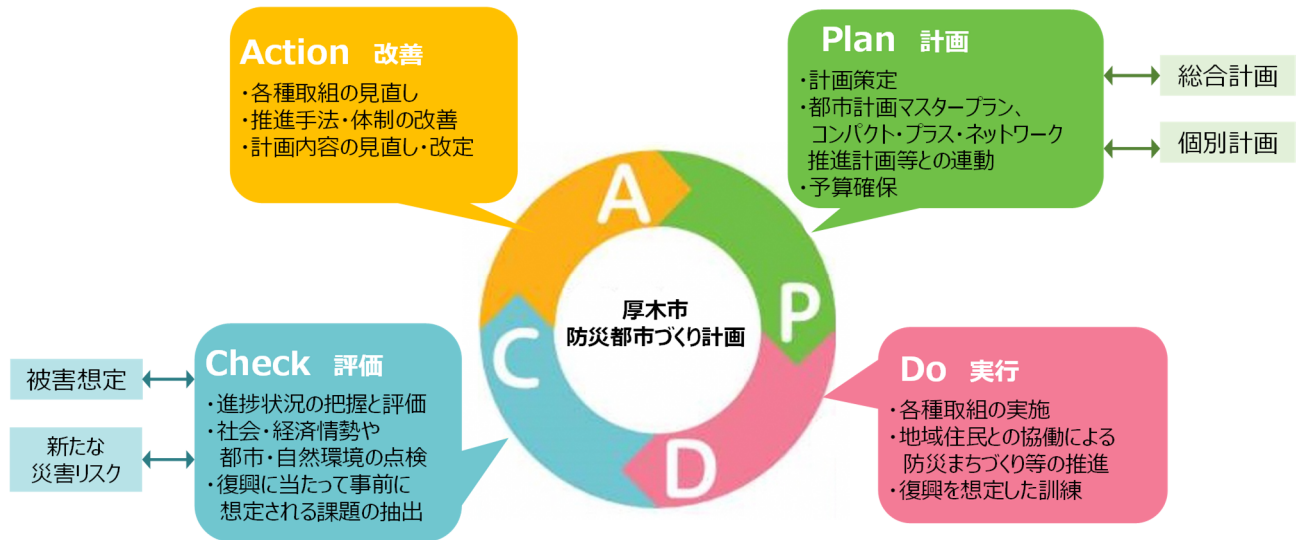


## 第7章 計画の運用

# 1 進行管理

## (1) 進行管理の考え方

防災都市づくりの目標に掲げる 誰もが安心して安全に暮らせる“災害に強い都市”を目指し、PDCAサイクルの活用による計画の進行管理を行います。評価検証に当たっては、市民実感度による評価に加え、防災都市づくりの5つの基本方針ごとに重要業績評価指標(KPI)を設定し、計画の推進を図ります。



## (2) 市民実感度

「厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」の基本方針 4「まちなか・住まいの安全性を向上する」に位置付ける成果指標を短期(令和8(2026)年度)、中期(令和 14(2032)年度)、長期(令和 22(2040)年度)の目標として設定します。

目標値①:急傾斜地の崩壊防止、浸水被害防止など、災害に備えたハード整備が進んでいると思う市民の割合				
現状値	目標値			
令和 3(2021)年度	令和8(2026)年度	令和14(2032)年度	令和 22(2040)年度	
40.3%	45.0%	49.0%	54.0%	
目標値②:災害時の情報伝達手段や防災訓練の実施など、災害対応力強化の取組が進んでいると思う市民の割合				
現状値	目標値			
令和 3(2021)年度	令和8(2026)年度	令和14(2032)年度	令和 22(2040)年度	
44.4%	60.0%	70.0%	83.0%	
目標値③:自主防災隊の育成、避難所の機能強化など、地域防災力向上の取組が進んでいると思う市民の割合				
現状値	目標値			
令和3(2021)年度	令和8(2026)年度	令和14(2032)年度	令和 22(2040)年度	
34.3%	50.0%	62.0%	79.0%	

### (3)重要業績評価指標 (KPI)

防災都市づくりの5つの基本方針ごとに重要業績評価指標(KPI)を設定します。

重要業績評価指標は短期的な目標とし、目標とする年度が到来した時は、新たに指標を設定します。

#### ア 防災・減災対策

基本方針1 防災機能を向上させる都市づくり

指標名	現状値	目標値 (令和8(2026)年度)
洪水浸水想定区域内に立地する避難場所等の浸水対策取組件数	0/45 施設	45/45 施設
市民一人当たりの公園及び緑地面積	8.19 m <sup>2</sup> /人	9.65 m <sup>2</sup> /人

基本方針2 都市機能を維持・継続する都市づくり

指標名	現状値	目標値 (令和8(2026)年度)
洪水浸水想定区域内に立地する主要公共施設の浸水対策件数	0/2 施設	2/2 施設
指定避難所となる公共施設の太陽光発電設備及び蓄電池整備件数	6/42 施設	28/42 施設

基本方針3 市民との協働により被害を軽減し、みんなの命を守る都市づくり

指標名	現状値	目標値 (令和8(2026)年度)
防災訓練参加人数	14,711 人※	18,000 人
住宅の耐震化率	92.7%	96.7%

#### イ 復興事前準備

基本方針1 災害が起きても早急に復旧・復興できる都市づくり

指標名	現状値	目標値 (令和8(2026)年度)
地籍調査の実施面積	1,152ha	1,247ha

基本方針2 市民と一丸となって早急に復興まちづくりを推進できる都市づくり

指標名	現状値	目標値 (令和8(2026)年度)
復興訓練等の実施件数	-	4件

現状値は令和3(2021)年度 (※は令和元(2019)年度)

## 2 計画の見直し

第2章「3計画の目標年次」に記載のとおり、「厚木市コンパクト・プラス・ネットワーク推進計画」の見直しに合わせ、短期(令和8(2026)年度)・中期(令和14(2032)年度)・長期(令和22(2040)年度)の間隔で評価検証を実施するとともに、想定する災害や被害想定などの変更により、本計画に影響が出る場合には、必要な見直し又は改定を実施することで、効果的な取組の推進を図ります。

